

諏訪広域連合介護保険の介護給付費等の特例並びに介護保険料の徴収猶予及び減免の基準に関する要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

諏訪広域連合長 金子 ゆかり

諏訪広域連合告示第 12 号

諏訪広域連合介護保険の介護給付費等の特例並びに介護保険料の徴収猶予及び減免の基準に関する要綱の一部を改正する要綱

諏訪広域連合介護保険の介護給付費等の特例並びに介護保険料の徴収猶予及び減免の基準に関する要綱（平成 15 年諏訪広域連合告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 15 年条例第 4 号」を「平成 15 年諏訪広域連合条例第 4 号」に、「法及び条例」を「法並びに条例及び諏訪広域連合介護保険条例施行規則（平成 15 年諏訪広域連合規則第 4 号）」に改める。

第 2 条第 5 号中「株式」を「一般株式」に改める。

第 3 条中「前年度」を「前年」に、「前々年度」を「前々年」に改める。

第 4 条中「第 4 号まで」の次に「のいずれか」を加え、「前年度」を「前年」に、「前々年度」を「前々年」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「次に掲げる者」を「次に掲げるもの」に改め、同条第 1 号中「世帯」の次に「の世帯員」を、「有している者」の次に「であること。」を加え、同条第 2 号中「利用者負担額が減額されなければ、」を削り、「の要保護者」を「に規定する要保護者」に、「となると広域連合長が認める者」を「であること。」に改め、同条第 3 号中「と広域連合長が認める者」を「者であること。」に改める。

第 8 条に次の 2 項を加える。

- 2 保険料の減免は、減免の申請書の提出のあった日の属する年度分の保険料の額のうち、当該申請書の提出のあった日以後に納期限又は支払日が到来する保険料の額について行うものとする。ただし、条例第 14 条第 1 項第 1 号の事由による保険料の減免は、当該事由発生日以後 1 年以内に納期限又は支払日が到来する保険料の額について行うものとする。
- 3 保険料の減額を行う場合において、減額する額に 10 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

第 9 条を削り、第 10 条を第 9 条とする。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 8 条関係）

区 分	事 由	減免の割合等	
条例第 14 条 第 1 項第 1 号	住宅、家財又は その他の財産の 損害の程度	全壊、全焼又は流失	10 分の 10
		半壊又は半焼	10 分の 8
		床上浸水	10 分の 5
条例第 14 条 第 1 項第 2 号	主たる生計維持 者の状況	死亡	10 分の 10
		障害等	10 分の 9
条例第 14 条 第 1 項第 3	合計所得金額 200 万円未満かつ減収割合 10 分の 3 以上	10 分の 10	

号及び第 4 号	合計所得金額 200 万円以上かつ減収割合 10 分の 3 以上	10 分の 8
条例第 14 条 第 1 項第 5 号	海外居住者	第 1 段階を適用する
	法第 63 条に規定する施設に拘禁されている者	10 分の 10
	生計困難者（第 2 段階が適用される者）	第 1 段階を適用する
	その他特別な理由	個々に審査し、最大で第 1 段階まで減額

備考

- 1 第 1 段階とは、条例第 5 条第 1 項第 1 号に規定する保険料率をいう。
- 2 第 2 段階とは、条例第 5 条第 1 項第 2 号に規定する保険料率をいう。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。